

お忘れでは
ないですか？

10万円特別定額 給付金

☎ 経営企画課内特別定額給付金相談窓口 ☎ (95)0101

新型コロナウイルス感染症の緊急経済対策として特別定額給付金を給付します。申請書を郵送していますので期限内に申請をお願いします。

申請期間 8月17日(月)まで (消印有効)

相談窓口 (コールセンター)

☎0566(95)0101 (8月17日(月)までの平日 9時~17時)

申請
方法

1 郵送による申請

2 オンライン申請 (マイナンバーカードが必要)

※新型コロナウイルス感染症対策のためにも、市役所に直接申請書の持参はお控えください。

支給の対象となる人

4月27日現在、碧南市に住民票がある人 (住民基本台帳に記録されている人) です。内容に誤りがないか確認してください。

申請者・受給者

4月27日現在の世帯主が、世帯員の給付金を一括して申請を行い、給付を受けることとなります。そのため、給付金は原則世帯主の口座に振り込みます。

※世帯員個人へ分けてお支払いすることはできません。また、世帯主が4月27日以降に亡くなられた場合は、新たな世帯主が申請者・受給者となります。

●代理人による申請・受給

申請書に記載されている世帯員、世帯主の法定代理人は、世帯主に代わって代理人として給付金を申請し、受給することが出来ます。この場合には、世帯主の委任状が必要となります。

給付金の額

給付の対象となる人、1人につき100,000円です。

申請から給付金受け取りまでの流れ

給付金の支給が決定したら、振込予定日を記載した「交付決定通知書」を送ります。申請書の提出から2週間程度で指定口座へ振り込みます。ただし、事情により、振り込み手続きに時間がかかる場合もあります。



世帯主

①申請書の提出

②交付決定通知書の送付

③指定口座へ振り込み
(給付金の受け取り)



市役所

申請方法

1 郵送による申請書の提出

特別定額給付金申請書（請求書）に必要事項を記入のうえ、次の必要書類を郵送で提出してください。

必要書類

- ①特別定額給付金申請書（請求書）
- ②世帯主（申請・受給者）本人であることが確認できるものの写し（運転免許証などのコピー）
※代理人が申請・請求または受給する場合には、世帯主本人のものと代理人本人のもの（2人分）が必要です。
- ③振込先の通帳またはキャッシュカードの写し
※金融機関名、支店名、口座番号、口座名義（カナ氏名）が分かるようにコピーしてください。

2 オンラインによる申請方法（マイナンバーカード取得者限定）

世帯主がマイナンバーカードを取得している人のみ申請することが可能です。詳細は、右の2次元バーコードを読み込んで、記載がある申請方法に従って手続きをしてください。読み取れない場合はインターネットで「ぴったりサービス」と検索してください。



●金融機関の口座をお持ちでない人へ

口座をお持ちでない人に限り、現金での受け取りが可能です。申請後、受取日の調整をします。現金での支払いは、口座振り込みよりも時間がかかります（1か月程度）。

「振り込め詐欺」にご注意ください

- ・ATM（銀行・コンビニなどの現金自動預払機）の操作をお願いすることは絶対にありません。
- ・「特別定額給付金」の給付のために、手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきたり、郵便が届いた場合には、**経営企画課政策推進係（☎(95)9865）、碧南警察署（☎(46)0110）** または**警察相談電話（☎#9110）**にご連絡ください。

市新型コロナウイルス感染症対策 理容業・美容業休業協力金

☎ 経営企画課政策推進係 ☎(95)0101

新型コロナウイルス感染症の緊急経済対策として、自主的に休業した理容業・美容業の事業者に対して協力金の支援を行います。

県からの協力金について

市とは別に、県からも要件を満たせば協力金が支給されます。詳しくは、愛知県ホームページ「新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う理美容業界に対する休業協力金について」をご確認ください。

対象 市内において理容業・美容業を開設し次に該当する事業者

愛知県理容生活衛生同業組合 愛知県美容業生活衛生同業組合	休業期間	休業範囲	申請期限	申請先
①加入している事業者	4月24日～5月6日の全期間	市内で開設しているすべての理容所・美容所	7月31日(金)まで	碧南市
②加入していない事業者	4月25日～5月6日の全期間 ※4月25日に限り必要最低限の営業であれば、店舗が開いていた実績があっても交付対象です。		7月5日(日)まで	愛知県

※①②ともに愛知県・碧南市新型コロナウイルス感染症対策協力金（50万円の協力金）の交付を受けていないこと。

協力金額 100,000円

※市内に複数店舗あっても100,000円の支給となります。

提出書類 ①申請書②誓約書③営業活動を行っていることが分かる書類（直近の確定申告書など）④個人：運転免許証のコピーなど本人確認書類、法人：定款または登記簿謄本など⑤休業の状況が分かる書類（ホームページの画面など）⑥振込先口座が分かるもの

申請先 郵送で①碧南市新型コロナウイルス感染症対策理容業・美容業休業協力金担当 ☎(95)0101

〒447-8601 松本町28

②愛知県保健医療局生活衛生部生活衛生課愛知県新型コロナウイルス感染症対策理容業・美容業休業協力金担当

〒460-8501 愛知県中区三の丸3丁目1番2号